

厚生・産業常任委員会資料 8  
令和2年(2020年)7月9日  
健 康 医 療 福 祉 部

## 「公の施設に係る指定管理者の選考について」

厚生・産業常任委員会資料 健康医療福祉部

健康医療福祉部指定管理者制度導入施設

所管課	施設名	期間			指定管理者
		始期	終期	年数	
健康寿命推進課	滋賀県立長寿社会福祉センター (福祉用具センターに限る)	平成30年4月1日	令和5年3月31日	5	(社福)滋賀県社会福祉協議会
医療福祉推進課	滋賀県立長寿社会福祉センター (福祉用具センターを除く)	平成28年4月1日	令和3年3月31日	5	(社福)滋賀県社会福祉協議会
子ども・青少年局	滋賀県立びわ湖子どもの国	平成28年4月1日	令和3年3月31日	5	(社福)友愛
障害福祉課	滋賀県立むれやま荘	平成28年4月1日	令和3年3月31日	5	(社福)グロー
	滋賀県立信楽学園	平成28年4月1日	令和3年3月31日	5	(社福)グロー
	滋賀県立障害者福祉センター	平成28年4月1日	令和3年3月31日	5	(公財)滋賀県身体障害者福祉協会
	滋賀県立視覚障害者センター	平成28年4月1日	令和3年3月31日	5	(社福)滋賀県視覚障害者福祉協会
	滋賀県立聴覚障害者センター	平成28年4月1日	令和3年3月31日	5	(社福)滋賀県聴覚障害者福祉協会

公の施設に係る指定管理者の選考について

施 設 名	滋賀県立長寿社会福祉センター		滋賀県立びわ湖こどもの国
所 管 課	医療福祉推進課		子ども・青少年局
現 行 指 定 管 理 者	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会		社会福祉法人 友愛
設 置 年 月	平成5年8月		平成4年7月
所 在 地	草津市笠山七丁目8-138		高島市安曇川町北船木2981
設 置 目 的	明るく活力のある長寿社会づくりの推進と高齢者および障害者の自立と社会参加の促進を図る。		子ども・若者の健全な育成を図るため、琵琶湖の優れた環境を生かした遊びの場を提供するとともに、様々な体験活動の機会を提供する。
施 設 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地面積：23,860.21m<sup>2</sup></li> <li>○建物延床面積：7,991.37m<sup>2</sup></li> <li>　　鉄筋コンクリート造2階建</li> <li>○定員：841人</li> <li>○設備： 　　大教室、体育室、教室、研修室、陶芸室等</li> <li>○年間延利用人数 　　令和元年度：84,318人</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地面積 83,901.91m<sup>2</sup></li> <li>○建物延床面積（虹の家） 5,542.53m<sup>2</sup></li> <li>○設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・知恵の館「ゆうゆう」</li> <li>・中央芝生広場、南芝生広場</li> <li>・大型木製遊具</li> <li>・サイクリングステーション</li> <li>・キャンピングステーション</li> <li>・発見の池、冒険水路、虹の池</li> <li>・駐車場</li> </ul> </li> <li>○年間延利用人数 　　令和元年度：237,204人</li> </ul>
管理経費(令2見込額)	145,750千円		149,700千円
財源内訳	利用料金収入(令2見込額)	34,211千円	84,060千円
	指定管理料(令2予算額)	107,479千円	64,870千円
	その他収入(令2見込額)	4,060千円	770千円
指定管理者制度選考方針	経過	平成18年度からの5年間、平成23年度からの5年間、平成28年度からの5年間いずれも公募で選定し、現在に至る。	平成18年度からの5年間、平成23年度からの5年間、平成28年度からの5年間、いずれも公募で選定し、現在に至る。
	方針	引き続き公募とする。 指定管理期間については、高齢者等が安心して利用できるよう、サービス提供の継続性、安定性が必要であることから5年間とする。	引き続き公募とする。 指定管理期間については、子どもたちが安心・安全に利用できるよう、サービス提供の継続性、安定性が必要であることから、5年間とする。
	募集方法	公募	公募
	指定単位	単独	単独
	指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日の5年間	令和3年4月1日～令和8年3月31日の5年間
備 考			

公の施設に係る指定管理者の選考について

施 設 名	滋賀県立むれやま荘	滋賀県立信楽学園
所 管 課	障害福祉課	障害福祉課
現 行 指 定 管 理 者	社会福祉法人グロー	社会福祉法人グロー
設 置 年 月	昭和59年4月	昭和27年4月
所 在 地	草津市笠山八丁目5-130	甲賀市信楽町神山470番地
設 置 目 的	脳血管障害、脊髄損傷、脳外傷等で急性期医療や急性期リハビリテーション、回復期のリハビリテーション等を終えた中途身体障害者、高次脳機能障害者等に対し、県の基幹施設として、入所支援および医学的リハビリテーション、社会的リハビリテーション、職業的リハビリテーションを行い、利用者の自立や社会参加を支援する。	知的障害のある児童を保護するとともに、社会的自立に必要な知識技能の習得を目的として、生活面の自立支援、職業支援活動や職場実習など社会生活力の向上に効果的な取り組みを行う。また、卒園者が就労後も安定した生活を送ることができるように支援するとともに、関係機関と連携して地域のフォローアップ体制を構築する。
施 設 概 要	<p>○敷地面積：9,300m<sup>2</sup>      ○建物延床面積：4,799.38m<sup>2</sup>      鉄筋コンクリート1階建 他21棟      ○設備：      居住棟（居室21、静養室等）、サービス棟（食堂、浴室、医務室等）、訓練棟（運動療法室、作業療法室、ADL室等）、基礎作業棟（木工室、軽作業室等）、管理棟（事務室、会議室・図書室等）      ○サービス種別・定員（R3.4.1定員等変更予定）      【日中活動支援】      自立訓練（機能訓練）30人（→28人）      自立訓練（生活訓練）18人（→16人）      就労移行支援 12人（→10人）      （新規）（→生活介護6人）      【夜間支援】      施設入所支援60人（→40人）      ○年間延べ利用状況【令和元年度】      ・日中活動支援 9,030人      ・夜間支援 10,534人      ○入所者数：34人      （令和2年4月1日現在、施設入所）</p>	<p>○敷地面積：10,351.73m<sup>2</sup>      ○建物延床面積：4,161.73m<sup>2</sup>      鉄筋コンクリート2階建 他21棟      ○主な施設：      山手寮（女子寮）、朝日寮（男子寮）、神山寮（男子寮）、第1工場、第3実習工場、作業棟、研修棟、管理棟、屋内運動場、プール      ○サービス種別・定員（R3.4.1定員変更予定）      福祉型障害児入所施設 60人（→40人）      ○年間延利用人数：      令和元年度 7,619人      ○入所者数：33人      （令和2年4月1日現在）</p>
管理経費（令2見込額）	227,957千円	165,807千円
財源内訳	利用料金収入（令2見込額）	132,834千円
	指定管理料（令2予算額）	91,035千円
	その他収入（令2見込額）	4,088千円
指定管理者制度選考方針	経過	平成18年度からの5年間は非公募、平成23年度からの5年間、平成28年度からの5年間いずれも公募で選定し、現在に至る。
	方針	引き続き公募とする。 指定管理期間については、施設退所後の支援も含め障害者が安心して利用できるよう、サービス提供の継続性、安定性が必要であることから5年とする。
	募集方法	公募
	指定単位	単独
	指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日の5年間
備 考		

公の施設に係る指定管理者の選考について

施設名	滋賀県立障害者福祉センター		
所管課	障害福祉課		
現行指定管理者	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会		
設置年月	平成2年8月		
所在地	草津市笠山八丁目5-130		
設置目的	心身障害者に関する各種の相談に応じるとともに、心身障害者の教養の向上、健康の増進、社会との交流促進等のための便宜を総合的に供与し、心身障害者の福祉の増進を図る。		
施設概要	○敷地面積：12,679m <sup>2</sup> ○建物延床面積：3,922m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造 勾配屋根平屋建 ○設備： 温水プール、アーナ、小アーナ、トレーニング室、 屋外アーチェリー場、会議室、和室、医務室、 ラウンジ、多目的ホール、ボーリング室、駐車場 他 ○年間延利用人数：令和元年度 77,991人		
管理経費(令2見込額)	157,987千円		
財源内訳	利用料金収入 (令2見込額)	3,000千円	
	指定管理料 (令2予算額)	153,071千円	
	その他収入 (令2見込額)	1,916千円	
指定管理者制度選考方針	経過	平成18年度からの5年間、平成23年度からの5年間、平成28年度からの5年間いずれも非公募で選定し、現在に至る。	
	方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記4点の理由により、公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会（以下「協会」という。）以外では、施設の設置目的の達成や適正な運営の確保ができないことから、非公募とする。</li> <li>・指定管理期間は管理業務の継続性を確保するため5年とする。</li> </ul>	
	① 職員の専門性	協会では、障害者スポーツに関する高度な専門知識と経験を有する障害者スポーツ指導員が多数在籍し、身体障害だけでなく、精神障害や知的障害などの障害特性に応じた指導や教室を実施している。また、プールや体育館等の施設を安全・安心に利用できるよう、担当職員全員が「救急法救助員」、「トレーニング指導士」、「水泳指導管理士」等の資格を有している。	
	② ボランティアの協力	協会は、昨年度の30周年記念式典において、26名のボランティアに対して永年の協力に対する感謝状を授与するなど、長年のボランティア養成事業により、ボランティア（96名：更新70名、新規26名）と信頼関係を築いており、センター事業へのボランティアの協力を適時に得ることができる。	
	③ 利用者ニーズの反映	協会は、市町更生会や障害種別毎の障害者団体等から構成された当事者団体であり、滋賀県障害者社会参加推進センターの事務局も担っているため、身体障害者団体に留まらず、精神・知的の障害者団体にもネットワークを持っており、障害者のニーズを拾い上げ、当事者目線の運営に生かすことができる。加えて、平成30年度から新たに取組んでいるボッチャの普及においては、市町更生会が地域での大会を開催するなど積極的な参加・協力を得たほか、地域の声を受けて指導支援を行うなど、地域の実態に合わせた取組を双方から進めることができる。	
	④ 繙続的な事業展開による効用の最大化	協会は、県内各地域の障害者スポーツや文化事業の普及に向け、出前講座を実施し定着している。2024年の全国障害者スポーツ大会に向けて、障害者スポーツの裾野を広げるとともに、選手育成教室を実施するなど、継続的な取組によって、大会を契機とした県内全体の障害者スポーツ・文化の一層の充実を図ることができる。	
	募集方法	非公募	
指定単位	単独		
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日の5年間		
備考			

公の施設に係る指定管理者の選考について

施 設 名	滋賀県立視覚障害者センター		
所 管 課	障害福祉課		
現 行 指 定 管 理 者	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会		
設 置 年 月	昭和31年7月		
所 在 地	彦根市松原一丁目12-17		
設 置 目 的	視覚障害者用の点字刊行物・録音物の貸し出しおよび閲覧、点字刊行物の奨励およびこれに関する相談、点訳および朗読のボランティアの育成、生活に関する訓練および相談、ガイドヘルパーの養成、文化活動・レクリエーション活動等を通じて、視覚障害者の自立および社会活動への参加を促進する。		
施 設 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地面積: 1,904m<sup>2</sup></li> <li>○建物延床面積: 921m<sup>2</sup> 鉄筋コンクリート平屋建</li> <li>○設備: 書庫、閲覧室、発送室、歩行訓練室、 ボランティア活動室、家庭生活訓練室、 相談室、録音室、点字印刷室、駐車場 他</li> <li>○年間延利用人数: 令和元年度 10,141人</li> </ul>		
管理経費(令2見込額)	42,395千円		
財源内訳	利 用 料 金 収 入 (令2見込額)	千円	
	指 定 管 理 料 (令2予算額)	42,395千円	
	そ の 他 収 入 (令2見込額)	千円	
指 定 管 理 者 制 度 選 考 方 針	経過	平成18年度からの5年間、平成23年度からの5年間、平成28年度からの5年間いずれも非公募で選定し、現在に至る。	
	方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記4点の理由により、社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会（以下「協会」という。）以外では、施設の設置目的の達成や適正な運営の確保ができないことから、非公募とする。</li> <li>・指定管理期間は管理業務の継続性を確保するため5年とする。</li> </ul> <p>① 職員の専門性 協会では、職員17名のうち、センターを安全に利用するために欠かせない「同行援護従事者」の資格を13名有している。さらに、「歩行訓練士」、「点字技能士」、「音訳指導員」、「情報支援員」、「図書館司書」などの専門的な資格を持つ職員も有しており、視覚障害者のニーズに応じた支援を適切に行うことができる。</p> <p>② ボランティアの協力 協会は、長年の点訳・音訳ボランティア養成事業により、ボランティア（点訳:194名、音訳:182名）との信頼関係を築いており、センターに所蔵する点字図書および音訳テープの作成に対する協力を常時得ることができる。</p> <p>③ 利用者ニーズの反映 協会は郡市の視覚障害者福祉協会の会長等が役員として参画し、県内全域を対象に活動している当事者団体であり、視覚障害者がおかれている生活環境を熟知した上で、パソコンをはじめ身近な電化製品の設定など相談支援事業を実施するほか、各地区の協会や利用者から直接意見を聞いて事業を実施するなど、的確にニーズを把握してセンターの運営に反映させることができる。</p> <p>④ 当事者の視点による事業効果の最大化 協会は、指定管理者であるとともに、視覚障害者を対象としたデジタル機器の利用支援やパソコン講習会等を県から受託して実施しており、当事者の立場を理解した事業運営により、視覚障害者の情報取得量の増大と社会参加の促進に効果をあげることができる。</p>	
		募集方法 非公募	
		指 定 单 位 単独	
		指 定 期 間 令和3年4月1日～令和8年3月31日の5年間	
備考			

公の施設に係る指定管理者の選考について

施 設 名	滋賀県立聴覚障害者センター	
所 管 課	障害福祉課	
現 行 指 定 管 理 者	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	
設 置 年 月	平成7年10月	
所 在 地	草津市大路二丁目11-33	
設 置 目 的	聴覚障害者情報提供施設として、聴覚障害者用の録画物の制作および貸出し、手話通訳者・要約筆記者の養成および派遣、情報機器の貸出し、生活等に関する相談、学習・文化活動・レクリエーション活動等を通じて、聴覚障害者の自立および社会活動への参加を促進する。	
施 設 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地面積：690m<sup>2</sup></li> <li>○建物延床面積：868m<sup>2</sup> 鉄筋コンクリート2階建</li> <li>○設備： 研修室、会議室、情報サロン、スタジオ、 字幕編集室、ボランティア・団体交流室、 聴力相談室、生活相談室、発送室、 資料室、駐車場 他</li> <li>○年間延利用人数：令和元年度 7,041人</li> </ul>	
管理経費(令2見込額)	42,801千円	
財源内訳	利用料金収入 (令2見込額)	千円
	指定管理料 (令2予算額)	42,801千円
	その他の収入 (令2見込額)	千円
指定管理者制度選考方針	経過	平成18年度からの5年間、平成23年度からの5年間、平成28年度からの5年間いずれも非公募で選定し、現在に至る。
	方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記4点の理由により、社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会（以下「協会」という。）以外では、施設の設置目的の達成や適正な運営の確保ができないことから、非公募とする。</li> <li>・指定管理期間は管理業務の継続性を確保するため5年とする。</li> </ul> <p>① 職員の専門性 協会では、職員14名のうち、聴覚障害者がセンターを利用する際のコミュニケーション支援に欠かすことのできない手話通訳の資格を8名、要約筆記の資格を3名が有している。</p> <p>② 登録手話通訳者・要約筆記者の協力 協会はこれまでのセンター事業で手話通訳者および要約筆記者の養成を行ってきた。このことにより、登録手話通訳者(136名) および登録要約筆記者(84名)との信頼関係を築いており、センター事業の実施の際には、必要な手話通訳者および要約筆記者として、その方に支援・協力を得ることができる。</p> <p>③ 利用者ニーズの反映 協会は県内のろうあ協会、中途失聴難聴者協会の参画により設立された当事者団体であり、聴覚障害者がおかれている生活環境を熟知した上で、地域の手話サロンとも協力して生活訓練事業を実施するなど、当事者のニーズを的確に把握し、当事者の視点に立った事業の実施やセンターの運営をすることができる。</p> <p>④ 当事者の視点による事業効果の最大化 協会は、指定管理者であるとともに、聴覚障害者を対象とした相談事業や情報通信技術等の講座を県から受託して実施しており、当事者の立場を理解した事業運営により、聴覚障害者の自立と社会参加の促進に効果をあげることができる。</p>
	募集方法	非公募
	指定単位	単独
	指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日の5年間
備考		